

コーポレートカード取扱いに関する規約（使用者決済型申込規約）

本規約は、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」といいます。))が発行するティエエスキュービックコーポレートカード(以下「カード」といいます。))の取引条件・業務運用等に関し、定めるものとします。

第1条(契約法人および個別決済会員)

- 1.当社は、当社所定の手続により契約を締結した法人または団体(以下「契約法人」といいます。))が選定する自己の役員または従業員で当社所定の方法で入会を申し込み当社が適格と認めた個別決済会員(以下「会員」といいます。))に対しコーポレートカードを発行し、当該会員のカード利用に供するものとします。
- 2.当社および契約法人は、本規約を誠実に履行し、カードに関する業務の適正かつ円滑な運営を図るため、堅密な連携を保ち、相互に協力するものとします。

第2条(カードの貸与条件)

カードは、契約法人の事業用経費支払を取引目的とし、契約法人の役員または従業員であることを貸与の条件とします。

第3条(届出事項等)

- 1.契約法人は、カードの運営に必要な契約法人の諸業務および当社との連絡ならびに調整を行う総括責任者および総括担当者を選任し、当社に届け出るものとします。
- 2.当社は、カードの運営に関し契約法人との連絡ならびに調整を行う担当窓口を設置してカードの業務運営にあたるものとします。
- 3.契約法人は、当社に届け出た事項について変更のあった場合は、遅滞なく当社に届け出るものとします。

第4条(カードの運営に関する業務)

カードの運営に関し、当社および契約法人が行う基本的業務は次のとおりとします。

(契約法人の業務)

- ①カードの発行を希望する役員または従業員のうち入会申請を行う者の選定
- ②入会申請のとりまとめおよび当社に対する取次業務
- ③カード利用代金の支払に関する当社との諸調整
- ④その他、カードの円滑な運営のために必要な諸業務

(当社の業務)

- ①入会申請者およびカード更新・再発行対象者に対する会員資格の審査・判定
- ②会員に対するカードの発券および貸与
- ③会員に関する入会・諸変更、退会等の登録および管理
- ④会員情報の保有・管理
- ⑤その他クレジットカード業務全般

第5条(入会手続および審査・判定)

- 1.契約法人は、契約法人の役員または従業員でカードへの入会を希望する者のうち、契約法人においてカードの発行が必要であると認められた方(以下「入会申請者」といいます。))がいる場合、当社所定の入会申請書に必要事項を記入させ総括責任者の届出印を捺印のうえ、これを当社に提出して入会の審査・判定を依頼するものとします。
- 2.当社は、前項で入会審査の依頼を受けた入会申請者について入会可否の審査・判定を行い、適当と認められた方をカードの会員と認定し、当該会員に対し当社所定の意匠・仕様のカードを発行するものとします。
- 3.当社は、入会の審査・判定において会員とするに不適格と認められた入会申請者については、入会申請者に対し当該判定結果を書面をもって直接通知するものとします。
- 4.当社は、カードの有効期限到来前に、会員に対する有効期限を更新したカード(以下「更新カード」といいます。))の発行に関する審査・判定を行い、不適格と認められた会員に対しては更新カードを発行しないものとします。この場合の判定結果の会員への通知についても、前項に準じて行うものとします。

第6条(会員規約)

カードの取扱いに関する当社と会員との間の権利義務関係については、当社が別途定める「ティエエスキュービックコーポレートカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。))によるものとします。ただし、会員規約と本規約の双方に定めのある事項については、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第7条(カード利用分の請求)

当社は、会員によるカード利用分全額を会員に請求するものとします。

第8条(会員の資格取消)

- 1.会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員規約に定めるところにより、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - ①会員が死亡した場合
 - ②会員が、契約法人の役員または従業員たる地位を喪失した場合
 - ③契約法人から当社に対し、特に申し出があった場合
 - ④その他、会員規約に定める資格喪失事由に該当した場合
- 2.契約法人は、会員につき、前項各号の一に該当する事由があることを知った場合、すみやかに当社にその旨を通知するものとする。

第9条(会員情報の取扱い)

- 1.当社および契約法人は、会員に関し正当に入手した情報(以下「会員情報」といいます。))を、会員規約その他法令の定めに従い、誠実にこれを収集・管理・利用・提供および登録等を行うものとします。
- 2.当社および契約法人は、会員規約に定める目的の範囲内において、会員情報を自ら利用することができるものとします。
- 3.当社および契約法人は、会員情報について、会員のプライバシー保護に十分配慮し、正確性および機密性の維持に努め、厳密に管理するものとします。
- 4.契約法人は、第3条に基づき総括責任者および総括担当者の氏名・役職・電話番号・Eメールアドレスおよびこれらすべての変更情報を当社に提供することにあたって、あらかじめ当該総括責任者および総括担当者から当該情報提供について同意を得るものとします。
- 5.契約法人は、会員に関する情報を第8条に基づき必要に応じて当社に提供することについて、あらかじめ当該会員から当該情報提供について同意を得るものとします。
- 6.当社は、契約法人が認めかつ会員のプライバシー保護を遵守する旨を約した当社所定の書面を当社に提出した第三者に対し、会員情報を提供することができるものとします。この場合、当社は、会員に対し、事前に当該第三者の名称、会員情報の利用目的、当該第三者に開示する情報の範囲等を通知するものとします。また、当社は、当該情報の第三者への開示を申請し、契約法人が認めた場合、当該第三者による会員情報の利用について、契約法人および会員に対し、一切の責任を負うものとします。

第10条(長期出張の申請等)

- 1.契約法人(請求繰延プランの導入を希望し当社がその導入を認めた契約法人に限る。以下、本条、次条および第12条において同じ。))は、会員の出張期間が28日以上となる場合、当社が定める方法により、出張予定期間を明記のうえ、当該会員の出張発日日から1ヶ月以内に、当社に対し長期出張の申請を行うものとします。
- 2.前項の申請を行うにあたり会員が希望し契約法人がこれを必要と認めた場合、契約法人は、カードの利用限度額の増額申請を併せて行うことができるものとします。この場合、当社は限度額増額の可否を審査・判定し、適当と認めた場合は当該出張期間中における当該会員の利用限度額を増額するものとします。
- 3.当社は、第1項の申請を受けた会員(以下「出張会員」といいます。))について、当社所定の方法で出張会員の帰社予定を契約法人に確認するものとします。契約法人は、帰社が予定日以降となる出張会員については、当社に対し、出張期間延長の旨を当社所定の方法により通知するものとします。

第11条(請求繰延および支払猶予)

- 1.当社は、契約法人から前条の申請を受けた場合、契約法人と出張会員との間の精算終了後、最初に到来する当社所定の口座振替日まで、当該出張会員に対するカード利用代金の請求を繰り延べるものとします。
- 2.当社は、会員規約に定める口座振替日における会員のカード利用代金の引落しが不能となった場合、契約法人に対してその旨を通知し、契約法人における調査に基づきその原因を確認するものとします。

- 3.前項の確認の結果、引落しの不能原因が契約法人および会員における業務に起因するものであると判明した場合、当社は、当該不能原因の解消後最初に到来する当社所定の口座振替日まで、当該出張会員に対するカード利用代金の支払を猶予するものとします。
- 4.前項の支払猶予期間は、2ヶ月を限度とします。ただし、業務上やむを得ない事由によりこれを超過する場合は、その都度当社所定の方法により猶予期間を定めるものとします。
- 5.本条に定める場合を除き、当社は会員に対する請求繰延または支払猶予は行わないものとします。

第12条(遅延損害金)

当社は、前条第3項に定める支払猶予を認めた場合、当該会員に対し、支払猶予期間中の当該債務に対する遅延損害金を免除するものとします。ただし、当社あるいは契約法人の調査により、後日当該支払猶予の適用理由が不正または不実であることが判明したときはこの限りでないものとします。

第13条(外貨建利用代金の円への換算および替差額の精算)

- 1.当社は、カードの外貨建て利用代金を会員に請求する場合、カードに付帯する国際ブランド所定の為替レート(以下「通常レート」といいます。))を用いて算出した円貨額により請求するものとします。ただし、社内(為替)レート設定プランの導入を希望し当社がその導入を認めた契約法人の会員に対しては、当社と契約法人との間で予め定める為替レート(以下「特別レート」といいます。))を用いて算出した円貨額により請求するものとします。
- 2.前項ただし書きの場合において、特別レートにより算出した円貨額と、通常レートにより算出した円貨額との間に差額が生じる場合、当社と契約法人との間で当該差額を精算するものとします。精算の時期・方法については、当社と契約法人との間で協議のうえ別途定めるものとします。

第14条(年会費)

契約法人は、当社に対し、本規約の有効期間中毎年継続して当社所定の年会費を支払うものとします。

第15条(国際ブランドの付帯)

カードに付帯する国際ブランドは、当社所定の国際ブランドから契約法人が選択するものとします。

第16条(協力義務)

契約法人は、会員が会員資格取消事由に該当した場合等、当社においてカードを回収する必要があるときは、当社におけるカードの回収にできる限り協力するものとします。

第17条(機密保持)

- 1.当社および契約法人は、本規約により知り得た相手方の機密事項について、本規約の有効期間中はもとより本規約の解除または期間満了による終了後においても、相手方の同意を得ないで第三者に開示しないものとします。
- 2.当社および契約法人は、カードの入会申請者、会員および会員資格を喪失した者に関する情報(属性情報、契約情報および取引情報)について、本規約の有効期間中はもとより本規約の解除または期間満了による終了後においても、他に漏洩もしくは正当な理由なく開示しないよう機密保持に責任を持つものとします。

第18条(知的財産権)

- 1.当社および契約法人は、本規約の有効期間中、本規約の履行に必要な範囲内で、当社または契約法人が保有し、あるいは使用許諾権を有する商標、標章、意匠等(以下「商標等」という))を、当社または契約法人が別途定める基準に従って使用することができるものとします。使用許諾条件については、当社と契約法人との間で別途協議の上定めるものとします。
- 2.当社および契約法人は、本規約の有効期間中、本規約の履行に必要な範囲内で、当社または契約法人が所有し、あるいは実施許諾権を有する発明考案(出願中および権利化された発明考案をいう)について、相互に実施を許諾することができるものとします。実施許諾の条件については、当社と契約法人との間で別途協議のうえ定めるものとします。

第19条(権利義務の譲渡禁止)

当社および契約法人は、予め相手方の書面による承諾がある場合を除き、本規約より生じる権利義務もしくは責任の全部または一部を第三者に譲渡・買入れもしくは担保提供することはできないものとします。

第20条(有効期間)

- 1.本規約の有効期間は、契約締結の日から5年間とします。ただし、本規約の有効期間満了の2ヶ月前までに、当社と契約法人のいずれからも書面による別段の意思表示のない場合は、本規約の有効期間は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- 2.前項の定めにかかわらず、当社は、契約法人の役員等および会員を含む)が第22条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項各号の規定に基づく規約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、本規約を直ちに解除することができるものとします。なお、本規約が解除された場合であっても、会員規約の適用を受けるものとします。

第21条(協議事項)

- 1.本規約の内容に疑義が生じた場合または本規約に定めのない事項で当社と会員との間に紛争が生じた場合は、その都度当事者間で誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
- 2.当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等(本条において、以下「本規約等」という))を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第22条(確約事項)

- 1.契約法人は、自ら(契約法人の役員、経営に実質的に関与している者およびカード利用者を含む)が、現在、暴力団、暴力団員(暴力団の構成員)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等横暴を行う組織、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの積極的な協力もしくは関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑥その他前各号に準ずる関係を有すること
- 2.契約法人は、自ら(契約法人の役員、経営に実質的に関与している者およびカード利用者を含む)又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 本規約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
- 3.契約法人が第1項または第2項に定める規定に違反している場合は、当社は直ちに本規約を将来に向かって解除できること、または本規約の効力を保留することができるものとします。また、当社が本項に基づき本規約を解除した場合、すべての会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
- 4.契約法人は、第1項または第2項に違反することにより当社に発生した損害について全て賠償するものとします。

以上